

保育士等宿舎借上支援事業

保育事業者が借り上げる宿舎に、雇用する保育士等（市内で勤務する場合に限る）を入居させる場合、月額62千円を上限として宿舎借りに要する費用（賃借料、共益費（管理費）、礼金に限る。）の3／4を補助する。

※令和1年度以前より活用の場合、月額82千円

※令和4年度以降活用の場合、月額62千円

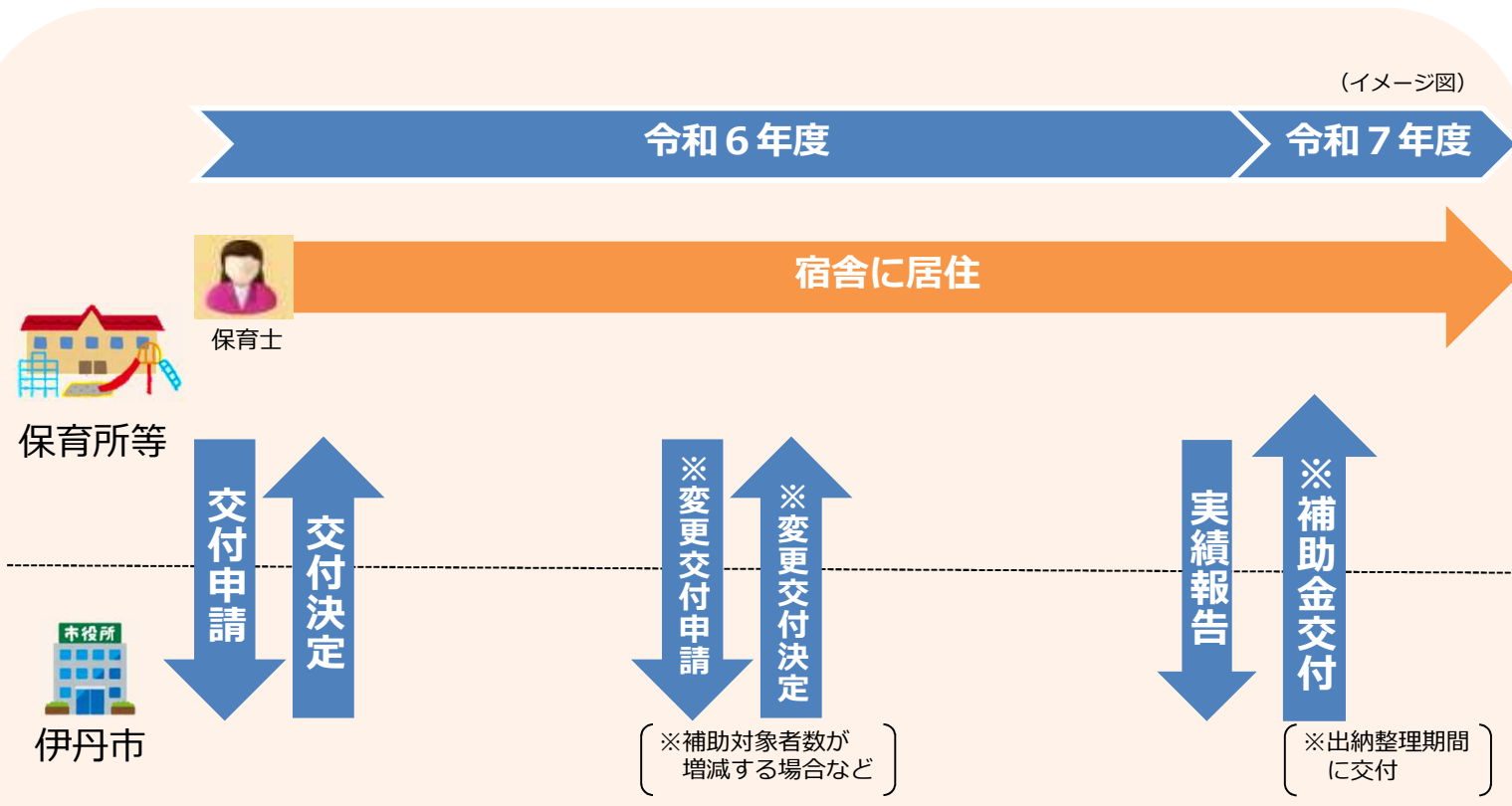
<補助要件>

- 対象施設に勤務する常勤保育士等のうち、事業者における雇用期間の累計が5年を超えない者を補助対象とする。
※ただし、保育業務に携わる時間が週30時間未満の者や、施設長または事業者の役員の職にある者は除く。
- 保育士等が借上げ宿舎に入居している期間が補助対象。保育士等の居住実態が無い場合は対象外。
- 保育士等が住宅手当又はこれに類する補助金等の支給を受けている場合は対象外。

New

★令和6年度より申請期限が2月末日までに

□初年度、2年目以降共に2月末日までに申請。
(年度の最初に補助対象経費が発生する月が3月の場合のみ3月末日まで)



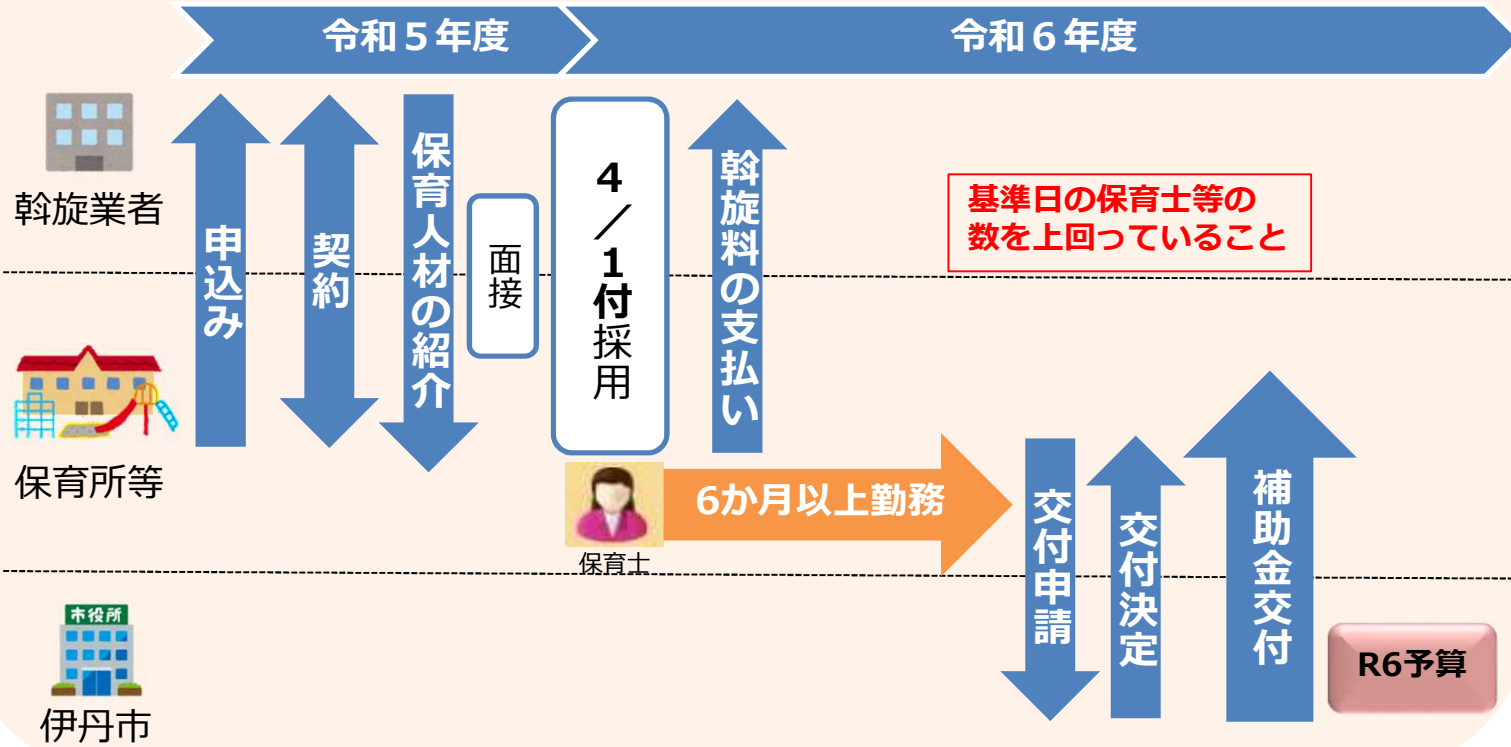
保育人材あっせん手数料補助事業

保育事業者が常勤保育士等の採用にあたって人材紹介会社を利用する場合に、990千円を上限として支払ったあっせん手数料の1/3を補助。**ただし、待機児童の緊急対策として4月1日付で採用する場合に限り、補助率1/3→2/3に嵩上げ（特別枠）。**

① 特別枠

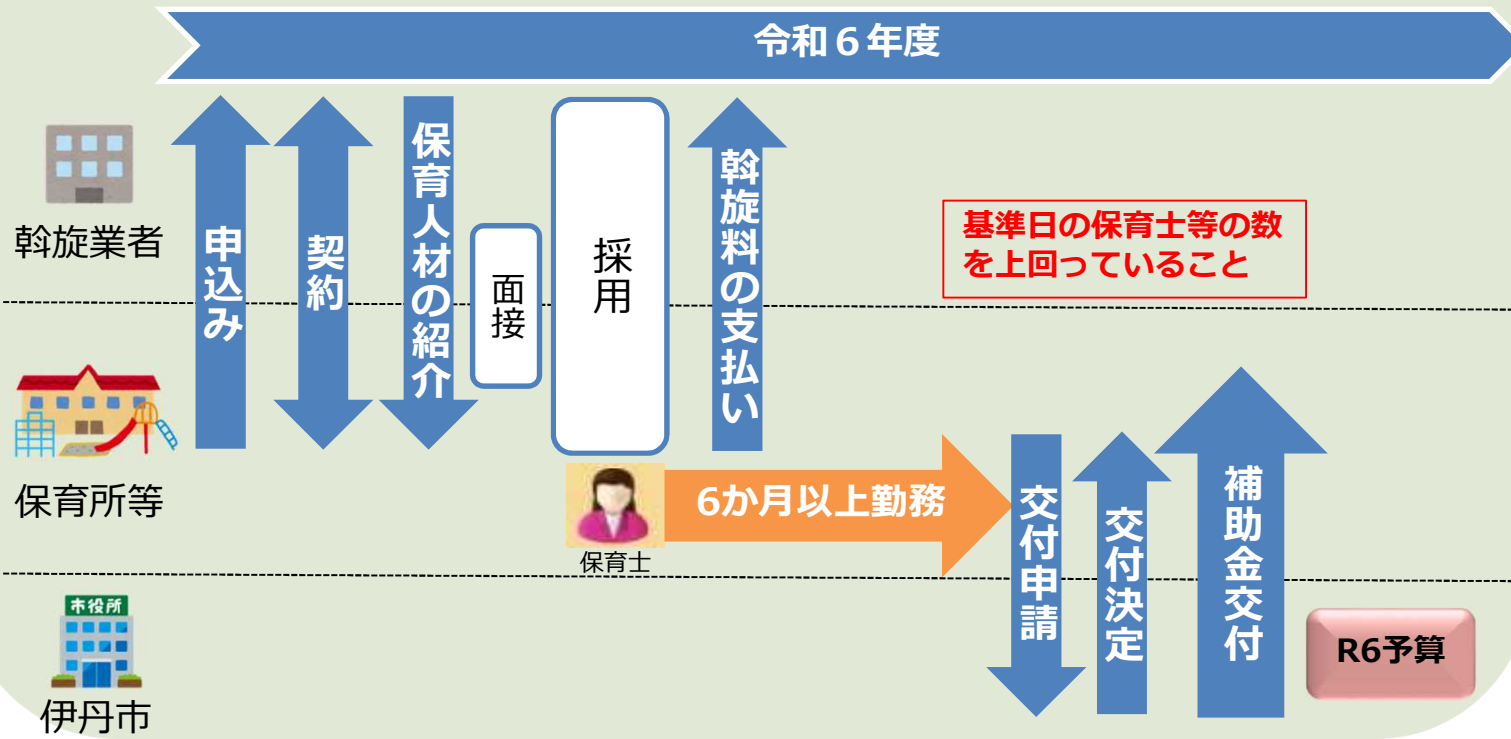
- 市内の私立保育所等において採用した保育士等で、6か月以上の雇用及び勤務実績があること。
- 令和6年4月1日付で採用**し、条件を満たす場合には令和6年度内に補助金を交付する。

(イメージ図)



② 通常枠

- 市内の私立保育所等において採用した保育士等で、6か月以上の雇用及び勤務実績があること。
- 令和5年10月2日～令和6年3月31日及び令和6年4月2日～10月1日の間に採用**し、条件を満たす場合には令和6年度に補助金を交付する。
- 令和6年10月2日～令和7年3月31日の間に採用し、条件を満たす場合には令和7年度に補助金を交付する予定（予算確保の状況による）。



保育人材就職促進事業

民間保育事業者が、正規雇用した常勤保育士等に対して特別給付金等を給付する場合にその費用を補助する。

【補助対象者】

- ①市内の私立保育所等において採用した保育士等で、6か月以上の雇用及び勤務実績があること。
 - ②採用から継続勤務し、2年を経過した常勤保育士。
 - ③採用から継続勤務し、3年を経過した常勤保育士。
- ただし、人材紹介会社を通じて採用された者は除く。

New

★令和6年度より採用後**2年経過・3年経過者への給付も対象に**
★申請は全てまとめて**2月末日までに**

□ 2年雇用継続特別給付金支給事業

施設→保育士 雇用2年経過後～年度末までに15万円支給
※R6年度はR4.4.1～R5.3.31採用者が対象

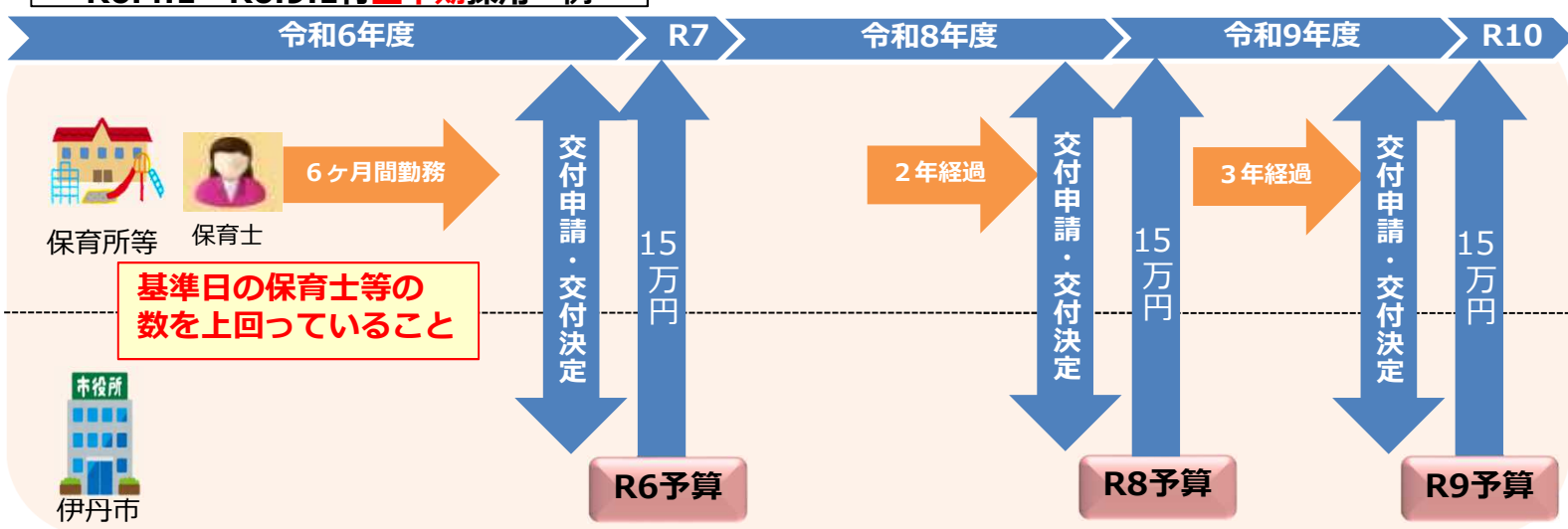
□ 3年雇用継続特別給付金支給事業

施設→保育士 雇用3年経過後～年度末までに15万円支給
※R6年度はR3.4.1～R4.3.31採用者が対象

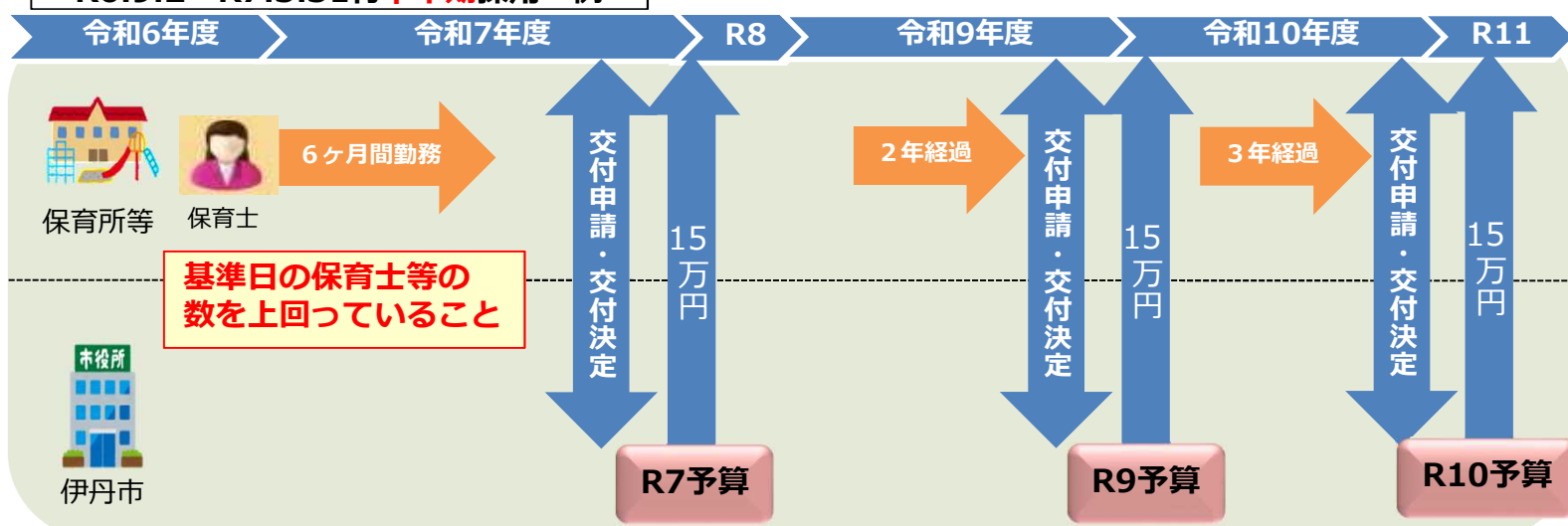
□ 市への申請は全ての給付金分をまとめて**2月末日までに**

R6.4.1～R6.9.1付上半期採用 例

(イメージ図)



R6.9.2～R7.3.31付下半期採用 例



奨学金等返済支援事業

R4.4.1以降に民間保育事業者が、正規雇用した常勤保育士等であって、自ら奨学金や教育ローン等を返済している場合に年間最大120千円、最大5年間までその返済費用を補助する。

【補助対象者】

令和4年4月1日以後に新たに常勤（期間の定めのない、週30時間以上かつ月20日以上就労）の保育士として雇用された保育士であって、6か月以上の雇用及び勤務実績があり、自ら奨学金等を返済している者。

※ただし、申請年度の補助対象期間内に継続して雇用されている場合のみ補助対象となる。

（補助額：年間最大120千円）

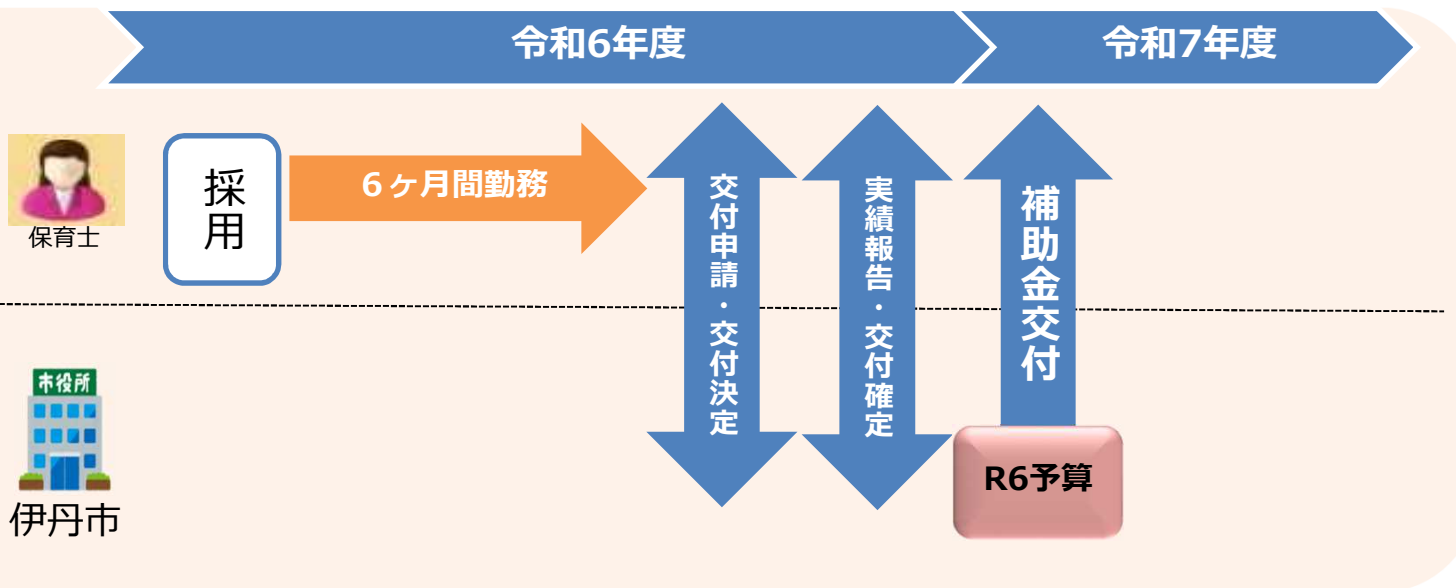
★令和6年度採用者より**教育ローン**が補助対象に

New

- 教育ローンは対象保育士等本人が返済していること。
- 教育ローンの名義人が保護者等本人以外の場合は原則として名義人変更が必要。
- 名義変更が難しい場合は本人が返済していることを証明できる以下の書類等で確認。
 - ・誓約書（参考様式有り）
 - ・教育ローンを借り受けていることを証明する書類
 - ・教育ローンの返済実績がわかるもの（名義人の通帳の写し等）
 - ・保育士等本人から名義人への教育ローン返済実績がわかるもの（申請者本人の通帳の写し等）

R6.4.1～R6.10.1付**上半期**採用 例

（イメージ図）



R6.10.2～R7.3.31付**下半期**採用 例

（イメージ図）

